

大阪市では、コロナ禍における社会情勢の変化により、所得が減少し、暮らしに不安を抱えているにもかかわらず、国の支援が届きにくい「課税世帯」に対し、大阪市独自の支援策として、臨時特別給付金を支給します。

基準日(令和3年12月10日)時点で大阪市住民基本台帳に記録されているすべての世帯員の令和2年分の対象所得金額の合計額が新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年分に比べて3割以上減少している場合は、「所得減少世帯に対する臨時特別給付金」の支給要件に該当します。

本状の内容を確認のうえ、同封の「所得減少世帯に対する臨時特別給付金申請書」に必要事項を記入し、返信用封筒にて返送していただくか、専用ホームページから手続きしていただくことができます。

支給要件

- ・基準日(令和3年12月10日)時点で大阪市の住民基本台帳に記録されているすべての世帯員の令和2年分の対象所得金額の合計額が令和元年分に比べて、新型コロナウイルス感染症の影響により3割以上減少している世帯

※ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(国の制度)における「住民税非課税世帯」を除きます。
 ※ 所得の合計には、譲渡所得・一時所得や分離課税の所得を除きます。

申請手続き出来る方

- ・支給要件に該当する世帯の世帯主

支給額

- ・1世帯あたり **10万円**

※所得減少世帯に対する臨時特別給付金は所得税、市民税、府民税の課税対象となることがあります。

手続き方法

- ・申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒にて郵送による手続き。
- ・専用ホームページからオンラインによる手続き。

※ なお、区役所では確認書の受付は行っておりません。

手続き期日

 郵送の場合

令和4年9月30日(金) 消印有効

 オンラインの場合

令和4年9月30日(金)まで

- ・オンラインでの手続きは、4月中旬からになります。
くわしくは、専用ホームページでお知らせいたします。

支給予定


手続き後、不備などがなければおおむね1か月程度で振込みの予定です。なお、下記の専用HPにおいて、申請書に記載の「お問合せ番号」を用いて受付状況などを確認できます。郵送手続きの場合、「**本人保管用**」は切り離し大切に保管してください。

お問合せ

大阪市所得減少世帯臨時特別給付金コールセンター

9:00～20:00(土日祝9:00～17:30)

※上記の時間・曜日は、変更する場合がありますので専用ホームページ等を確認してください。

TEL:  **0120-923-771 06-7223-9386**

FAX:0120-947-042 MAIL:info@osaka-shotokugenshokyufu.jp

専用ホームページ

オンラインでの
手続き及び
受付状況等の
確認はこちら

大阪市所得減少世帯臨時特別給付金

検索

<https://osaka-shotokugenshokyufu.jp/>

オンラインでの手続きをされた場合は、[こちらからもアクセスできます。](#)
書面による手続きは不要です。書面は記入せず、返送も行わないでください。

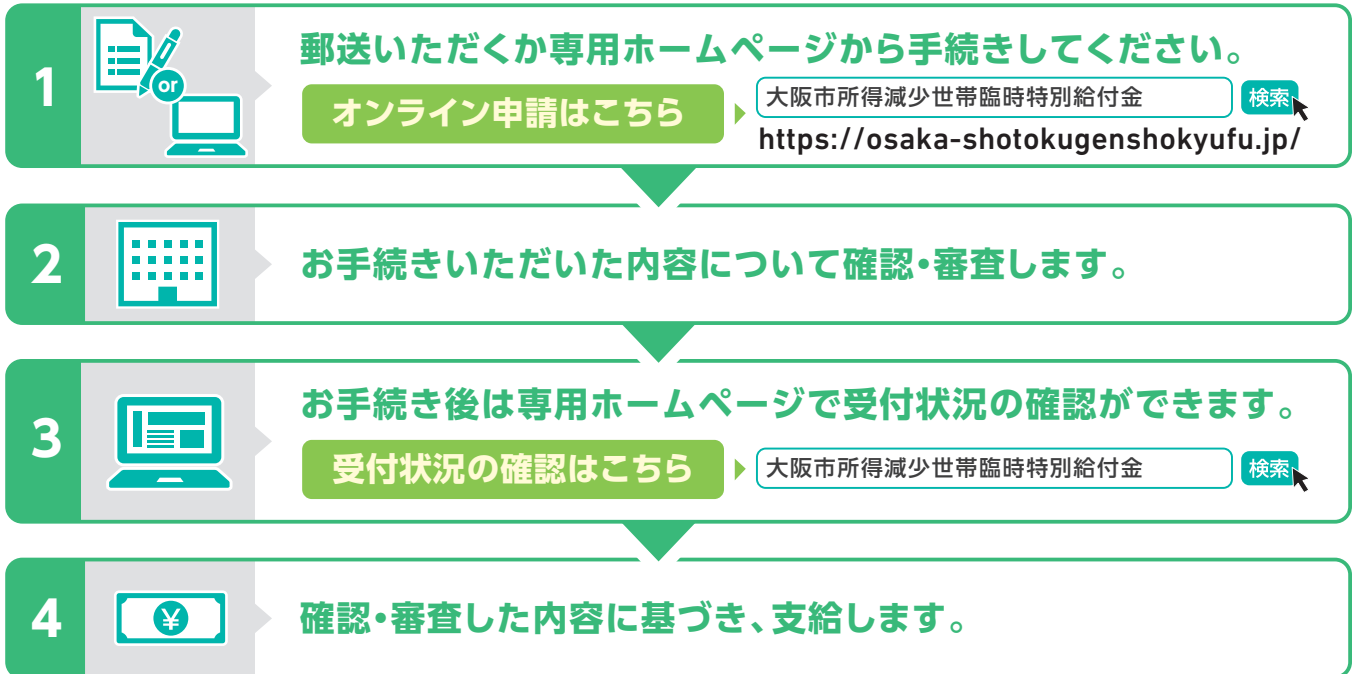


お手続き方法

キリトリ線の右側の申請書の記載内容、**4**誓約・同意事項など十分にご確認のうえ、世帯主の方が署名及びチェック欄(□)に✓を記入したうえで、**同封の返信用封筒にて郵送していただくか、専用のホームページから手続きしてください。**

郵送していただく場合は、左側の**本人保管用**の書類は大切にお持ちください。

お手続きの流れ



本人保管用について

000-0000
大阪市北区中之島〇〇〇〇〇

通称名 太郎 様

123456789

本人保管用

お問合せ番号
XX XXXXXXXX X

申請用日
令和4年9月30日(金) 消印有効

この書類はお問合せの際に必要な書類となります。

大阪 太郎 様
通称名 太郎 様

大阪市独自支援策 所得減少世帯に対する臨時特別給付金について

支給要件

- ・基準日(令和3年12月10日)時点で大阪市の住民基本台帳に登録されているすべての世帯員の令和2年分の対象所得金額の合計が令和元年度に比べて、3割以上新型コロナウイルス感染症の影響により減少している世帯
- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(国の制度)における「住民税非課税世帯」を除きます。
- ・対象所得金額の合計には、譲渡所得・一時所得や分離課税の所得を除きます。
- ・所得減少世帯に対する臨時特別給付金は所得税、住民税、住民税の課税対象となる場合があります。

申請手続き出来る方 支給要件に該当する世帯の世帯主

支給要件の対象となる所得の種類 給与所得・事業所得・不動産所得・利子所得・配当所得(総合課税のみ)・雑所得

| 振込口座等 | 支給方法 | 口座振込 |
|-------|-----------------|---------|
| 振込口座 | 三井住友銀行 中之島支店 普通 | 〇〇〇**** |
| 口座名義 | オオサカ タロウ | |
| 支給額 | 100,000円 | |

振込口座を空欄、又は振込口座を変更する場合

■振込口座を変更しない場合

- ・右側「申請書」の「振込口座について」内の「口座変更なし」チェック欄(□)に✓を記入してください。
- ・「申請書」裏面には何も貼付けないでください。

■振込口座が空欄、又は振込口座を変更する場合

- ・右側「申請書」の「振込口座について」内の「振込口座が空欄、又は振込口座を変更する場合」チェック欄(□)に✓を記入し、新たな振込口座の申出が必要です。振込口座が確認できる書類のコピーを、右側「申請書」の裏側に貼り付けてください。なお、振込口座は世帯主の名義のものに限ります。

■代理確認及び代理受給について

- ・申請や、給付金の受給を代理人が行う場合には、別途「代理申請・確認申出書」の添付が必要です。申請書の様式については、専用ホームページをご確認ください。下記コールセンターまでお問合せください。

お問合せ
大阪市所得減少世帯臨時特別給付金コールセンター
TEL: ☎0120-923-771、06-7223-9386 FAX:0120-947-042
専用ホームページ <https://osaka-shotokugenshokyufu.jp/>
MAIL: info@osaka-shotokugenshokyufu.jp

この書類(**本人保管用**)はお問合せの際に必要な書類となります。切り離して大切に保管してください。

お問合せの際には「お問合せ番号」を申し出てください。また専用ホームページにおいて「お問合せ番号」により、受付状況などを確認することができます。

令和2年度に実施しました「特別定額給付金」の支給口座を記載しています。「特別定額給付金」の支給口座を代理人の口座としていた場合など、世帯主の口座情報が無い場合には、振込口座は空欄となっています。

申請書 記入例

表面

お問合せ番号 XX XXXXXXX X

提出用

市独 申請書 1

大阪市独自支援策 所得減少世帯に対する臨時特別給付金申請書

大阪市長 宛

1 申請者(世帯主) 下記【誓約・同意事項】の内容に誓約・同意の上、申請します。 申請日 令和4年 1-1 日

1 氏名 大阪 太郎 生年月日 60年 5月 1日 現住所 大阪市北区中之島1-3-20 電話番号 0120(923)771

2 申請者が属する世帯の状況

| 氏名 | 世帯員 | 生年月日 | 令和3年分対象所得金額 | 令和2年分対象所得金額 |
|-------|-----|--------------|-------------|-------------|
| 大阪 太郎 | 本人 | | **** 円 | **** 円 |
| 大阪 花子 | 配偶者 | 1983年 3月 2日 | **** 円 | **** 円 |
| 大阪 一郎 | 子 | 2021年 10月 1日 | **** 円 | **** 円 |
| | | | **** 円 | **** 円 |
| | | | **** 円 | **** 円 |
| | | | **** 円 | **** 円 |

3 振込口座について

口座変更なし 振込口座が空欄、又は振込口座を変更する場合

4 誓約・同意事項

以下全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

1 1-1 申請日(月日)を記入してください。
 1-2 申請者(世帯主)が署名のうえ、生年月日、現住所、日中連絡のとれる電話番号を記入してください。
 1-3 申請者(世帯主)の現住所が、令和3年12月10日時点の住所と違う場合は、記入してください。
 ※現住所と同じ場合は記入不要です。

2 2-1 基準日令和3年12月10日時点の大阪市の住民基本台帳に記録されている、世帯構成員が印字されています。
 2-2 令和3年度と2年度の課税情報により大阪市が把握している対象所得金額は **** と記載しています。
 2-3 空白箇所の対象所得金額を記入してください。
 ※未申告など大阪市が課税情報を把握できない場合は空白となっています。
 ※対象所得金額は、「収入」ではなく、控除分を差し引いた「所得」を記入してください。
 ※対象所得金額が無い場合は「0」と記入してください。

3 「口座変更なし」か「振込口座が空欄、又は振込口座を変更する場合」のチェック欄(□)のどちらかに✓を記入してください。
【本人保管用】の振込口座等に記載の振込口座を変更しない場合
 ・「口座変更なし」のチェック欄(□)に✓を記入していただき、「申請書」裏面には何も貼り付けないでください。
 ・記載の振込口座に給付金を振り込みます。
【本人保管用】の振込口座等に記載の振込口座が空欄、又は振込口座を変更する場合
 ・「振込口座が空欄、又は振込口座を変更する場合」のチェック欄(□)に✓を記入していただき、必ず裏面に、振込口座が確認できる書類のコピーを、「申請書」の裏側の「貼り付け場所」に貼り付けてください。
 ・振込口座は世帯主の名義のものに限ります。
 ※ **本人保管用の振込口座等の記載欄の振込口座が空欄で、振込口座の確認できる書類のコピーの添付がない場合、給付金の振り込みができませんのでご注意ください。**

裏面

振込口座の確認書類について

振込口座が空欄、又は振込口座を変更する場合は、この面に振込口座が確認できる書類のコピーを貼り付けて、返信用封筒にて返送してください。

5 貼り付け場所 (「振込口座のわかる書類」のコピーを、ここに貼り付けてください)

振込口座が確認できる書類のコピー

- 金融機関名・支店名(支店コード)・預金種別・口座番号
- 口座名義(ナガ)がわかる通帳(通帳がない場合はキャッシュカード)

下記のいずれか1つのコピーを必ず貼り付けてください。

必ず金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が確認できる面のコピーを貼り付けてください。

通帳 (ゆうちょ銀行以外の場合) 通帳 (ゆうちょ銀行の場合) キャッシュカード (通帳がない場合など) シュカード (通帳がない場合など)

必要事項ははっきりとわかるようコピーし、返送後の受付状況などは、同封の「ご案内」により確認することができます。

① 記入もれ、同封物に忘れ物がないか、もう一度ご確認ください。

4 誓約・同意事項に記載されているすべての項目を確認の上、チェック欄(□)に✓を記入してください。

5 振込口座が空欄、または振込口座を変更する場合は、振込口座が確認できる書類のコピーを「貼り付け場所」に貼り付けてください。
 なお、振込口座は世帯主の名義のものに限ります。
 ※本状の確認や、給付金の受給を代理人が行う場合には、別途「代理申請・確認申出書」の添付が必要です。詳しくは専用ホームページをご確認いただくか、コールセンターまでお問合せください。

Q なぜ、このような申請書が送られてきたのでしょうか？

A 令和3年度と令和2年度の大阪市個人市・府民税の課税情報により、給付金の支給要件に該当すると見込まれる世帯主に対し申請書を送付しています。

Q オンライン申請について教えてください。

A 下記URLから専用ホームページにアクセスいただき申請してください。詳細な手続き方法についても、専用ホームページからご確認いただけます。

オンラインでの申請の場合は申請書の返送は不要です。

※オンラインでの申請受付は、4月中旬を予定しております。くわしくは、専用ホームページでお知らせいたします。

Q あらかじめ振込口座が記載されているのはなぜでしょうか？

A 速やかに振り込みが行えるよう、令和2年度に実施しました「特別定額給付金」の支給口座を記載しています。

他市から転入された場合や、特別定額給付金の振込口座を代理人の口座としていた場合など、世帯主の口座情報が無い場合には「振込口座等」の欄は空欄となっておりますので、新たな振込口座の申出が必要です。申請書の表面③「振込口座について」の「振込口座が空欄、又は振込口座を変更する場合」のチェック欄(□)に✓を記入していただくとともに、必ず申請書の裏面に、振込口座のわかる書類のコピーを貼り付けてください。(振込口座は世帯主の名義のものに限ります。)

※本人保管用の振込口座等の記載欄の振込口座が空欄で、振込口座の確認できる書類のコピーの添付がない場合、給付金を振り込みができませんのでご注意ください。

なお、本給付金支給事業における口座情報等の目的外使用については、大阪市個人情報保護条例に基づき、大阪市個人情報保護審議会に諮問しております。

Q 申請書の記入方法がわかりません。

A 世帯主の方が、「支給要件」「給付金の支給方法について」申請書の「誓約・同意事項」を十分にご確認のうえ、申請書に申請日、世帯主の氏名、生年月日、現住所、日中連絡のとれる電話番号を記入し、「振込口座について」「誓約・同意事項」チェック欄(□)に✓を記入してください。

世帯の状況欄には、基準日令和3年12月10日時点の大阪市の住民基本台帳に記録されている、世帯構成員が印字されています。

令和3年度と2年度の課税情報により、大阪市が把握している世帯構成員の対象所得金額は****と記載しています。未申告など課税情報がない場合は空白となっております。

対象所得金額が空白箇所(****印字なし)に、当該年分の対象所得金額の合計額を記載してください。対象所得金額は、「収入」ではなく、控除分を差し引いた「所得」を記入してください。

対象所得が無い場合は「0」と記入してください。

すべて記入等が終わりましたら、「本人保管用」と「提出用」を切り離して「提出用」を同封の返信用封筒にて返送してください。切り離れた左側の「本人保管用」は、お問合せの際に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

Q 給付金はいつ頃振り込まれますか？

A 申請書の記入不備などがなければ、受付後審査し、おおむね1か月程度で振り込みの予定です。なお、返送後の受付状況などは、下記の専用ホームページにおいて「本人保管用」に記載の「お問合せ番号」により確認できます。

大阪市所得減少世帯臨時特別給付金

検索

<https://osaka-shotokugenshokyufu.jp/>

こちらからもアクセスできます。

